

アセットオーナー・プリンシプルの受入れについて

2024年12月18日 学校法人 北星学園

学校法人北星学園（以下、北星学園）は、アセットオーナーとして、アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）に賛同し、受入れることを表明します。

原則1. アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

北星学園では、長期的な視点から許容し得るリスクの範囲内で安全・確実な運用収益の獲得を目指すことで、内部留保(特定資産・奨学基金)を拡大し、健全な財政基盤を確立することを目的としています。

金融環境とリスクの許容範囲内で達成し得る運用目標及び基本ポートフォリオを設定します。

資産運用の受益者は、本学園が行う教育・研究に関与する全てのステークホルダー（将来世代を含む学生生徒とその保証人、卒業生、寄付者、教職員、社会）とします。

原則2. 受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

資産運用は、財務委員会の監視のもとで資産運用委員会が検討し、理事長の承認を経て実行しています。

資産運用を担当する者は、外部研修への参加に加え、アナリストなど専門家による資料や面談を通じて金融に関する知識を習得し、資質や能力の向上に努めています。

資産運用委員会は、外部の専門家の知見を活用し、四半期毎に現状分析と金融見通しに基づく助言を受けています。

原則3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

運用資産の原資が主に学生生徒等納付金、寄付金、補助金であることを踏まえ、安全性の確保に留意し、運用状況のモニタリングを徹底しています。現在は債券のみで運用していますが、発行体・償還時期・通貨を分散しています。

現在、金融機関等への委託は行っていません。

原則4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

ステークホルダーへの説明責任を果たすために、運用状況の公表に努めます。

原則5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

原則5は実施しません。北星学園は、現在のところ債券のみで運用しており、投資先の経営に関与する権限を有していません。よって、本プリンシプルの原則に基づくスチュワードシップ活動及び目的を持った対話(エンゲージメント)の実施は、実質的に困難であると考えました。

なお、投資による社会貢献活動の一環として、ESG債への投資を行っており、投資リターンを確保しつつ、持続可能な社会づくりに貢献しています。

※ESG債：一般に環境改善や社会貢献に何らかの効果のある事業を資金用途とする債券をいう。

ESGは、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の頭文字を取った言葉です。